

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成29年4月18日（火）

独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所
所長 諏訪 正信

1 調達内容

- (1) 調達件名 堺都市再生事務所 暫定事務所改修工事
- (2) 工事内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年5月19日まで（予定）
- (4) 履行場所 堺市堺区七道西町2番地 グランデージイワサキB 2階
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書（別記様式3）に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、工事種別「管（C等級）」の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構西日本支社長から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式参照）等を承諾していること。

3 参加資格証明書類

- (1) 参加希望者は、参加資格証明書類を提出しなければならない。
- (2) 参加資格証明書類は、別記様式1及び2により次に従い作成すること。

① 登録状況

参加表明時に当機構関西地区における平成29・30年度管工事に係る競争参加資格を有して

いる者は、別記様式1により競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。

② 予定現場代理人の資格

予定現場代理人について、別記様式2に記載すること。

4 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒590-0911 大阪府堺市堺区七道西町2番地 グランデージイワサキB 2階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 都市再生業務部 堺都市再生事務所 企画補償課
電話 072-282-7722

(2) 見積書及び参加資格証明書類の提出期限及び提出方法

① 提出期限 平成29年4月24日(月) 15時30分まで

② 提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

提出の際は、別記様式1及び2を見積書に同封すること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

5 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 請書を提出

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所 工事課
電話 072-282-7722

以上

当機構関西地区における平成29・30年度工事種別
「管」に係る競争参加資格の認定

平成29・30年度工事種別「管」に係る
競争参加資格の認定書の写しを提出

予定現場代理人の資格

| | |
|--------------|--|
| ① 氏名 | |
| ② 所属・役職 | |
| ③ 保有資格・取得年月日 | |

見 積 書

金 円也

ただし、堺都市再生事務所 暫定事務所改修工事

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所

所長 諏訪 正信 殿

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
所長 諏訪 正信 殿
〔堺都市再生事務所 暫定事務所改修工事〕見積書

裏

封
印
住所・連絡先
氏名
※登録番号
印
印

※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができな
いことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

請 書

別 添

1. 工 事 名 堺都市再生事務所 暫定事務所改修工事
2. 履 行 場 所 堺市堺区七道西町2番地 グランデージイワサキB 2階
3. 工 期 平成 年 月 日から
(履行期間) 平成 年 月 日まで
4. 請 負 代 金 額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)

上記工事をお請けするについては、下記契約条項を承諾の上、確実に履行いたします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所
所長 諏訪 正信 殿

受注者 住所

氏名

印

契 約 条 項

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の履行期間内に頭書の工事を完了しなければならない。
- 第2条 受注者は、この契約締結後10日以内に実施日程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部を一括し、又は工事の主体的部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 第5条 受注者は、工事の履行その他工事に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
- 第6条 受注者は、工事の履行が図面又は仕様書に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第7条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により履行期間内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、履行期間の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。機構は、その履行期間の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第8条 受注者は、前条以外の事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞日数につき請負代金額の年（365日当たり）5パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第9条 受注者は、工事が完了したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会の上、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

3 機構は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第10条 工事内容若しくは履行期間の変更又は工事の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第11条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。

以上